

「第10次宇都宮市交通安全計画」の個別施策の取組状況

別紙1-2

| 施策の柱 | 基本施策 | 個別施策 | 横断的・重点的視点 | | | 取組内容 | 関連指標 | | | | | | | | 個別施策における評価 | 所管課 |
|---------------------|----------------------------------|-----------------|-----------|--------|--|---|-------------------------------|------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|---------------------------|----------------|------------------|---|----------------|-----|
| | | | 高齢者 | 自転車利用者 | 子ども高校生 | | 関連指標名 | 現状値 (平成27年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 計画目標値 (令和2年度) | 達成率 | | |
| I 市民一人ひとりの交通安全意識の高揚 | (1) 各年代の特性に応じた段階的及び体系的な交通安全教育の推進 | ① 幼児に対する交通安全教育 | ○ | ○ | 幼児やその保護者を対象として、人形劇や視聴覚教材等を活用した交通安全教室を開催するほか、保護者に交通安全リーフレットを配布し啓発を行う。 | 幼児に対する交通安全教室の開催数・参加者数 | 97回 13,018人 | 101回 13,875人 | 100回 14,650人 | 93回 12,956人 | 91回 11,905人 | | | ・幼児を対象に、パネルシアターや横断歩道の実技等を行う交通安全教室を実施するほか、交通安全教室や就学時健康診断の機会に合わせ、保護者向け交通安全リーフレットを配布するなど、幼児に対する交通安全教育を推進することができている。 ・今後とも、幼児に対する交通安全教育の推進に向け、特性を捉えた教育や機会を捉えた啓発に取り組む必要がある。 | 生活安心課 | |
| | | | | | | 幼児の保護者に対する交通安全教室の参加者数 | 708人 | 445人 | 429人 | 412人 | 246人 | | | | | |
| | | | | | | 幼児の保護者に対する交通安全チラシの配布数 | 13,018枚 | 13,536枚 | 14,650枚 | 12,956枚 | 11,905枚 | | | | | |
| | | | | | | 幼児(年長児)の保護者に対する交通安全リーフレットの配布数 | 5,218枚 | 5,181枚 | 5,074枚 | 5,026枚 | 4,926枚 | | | | | |
| | | ② 小学生に対する交通安全教育 | ○ | ○ | 小学生やその保護者を対象として、視聴覚教材を活用した教室やダミー人形による衝突実験など、参加・体験型の交通安全教室を開催するほか、保護者に交通安全リーフレットを配布し啓発を行う。また、児童の登校時に、交通危険箇所において、市交通指導員による立哨指導を実施する。 | 小学生に対する交通安全教室の開催数・参加者数 | 122回 26,840人 | 125回 27,076人 | 127回 27,675人 | 121回 24,761人 | 120回 26,480人 | | | ・小学校等において、ダミー人形の衝突実験等を行う交通安全教室を実施するほか、小学4年生とその保護者を対象に、自転車ヘルメットの着用や自転車保険の加入の重要性について掲載した自転車安全利用チラシを配布するなど、小学生に対する交通安全教育を推進することができている。 ・今後とも、小学生に対する交通安全教育の推進に向け、特性を捉えた教育や機会を捉えた啓発に取り組む必要がある。 | 生活安心課 | |
| | | | | | | 小学生の保護者に対する交通安全教室の参加者数 | 646人 | 13人 | 7人 | 222人 | 35人 | | | | | |
| | | | | | | 小学校における自転車安全利用チラシの配布数 | — | — | 4,771枚 | 4,832枚 | 4,726枚 | | | | | |
| | | | | | | 交通指導員数(4月1日現在) | 143人 | 140人 | 143人 | 144人 | 140人 | | | | | |
| | | ③ 中学生に対する交通安全教育 | ○ | ○ | 中学生を対象として、スタントマンが交通事故を再現するスクエアドストレイト方式による交通安全教室等を開催する。また、市立中学校において、登下校時に自転車通学者のヘルメット着用を義務化する。 | 中学校におけるスクエアドストレイト方式による交通安全教室の開催数・参加者数 | 6回 2,740人 | 10回 5,178人 | 10回 4,625人 | 9回 4,620人 | 0回 0人 | | | ・中学校において、宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等を実施するほか、市立中学校において、自転車通学者のヘルメット着用を義務化するなど、中学生に対する交通安全教育を推進することができている。 ・今後とも、中学生に対する交通安全教育の推進に向け、特性を捉えた教育や機会を捉えた啓発に取り組む必要がある。 | 生活安心課 | |
| | | | | | | 中学校における交通安全講話の開催数・参加者数 | — | — | — | — | 5回 2,169人 | | | | | |
| | | | | | | 中学校における宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室の開催数・参加者数 | 6回 2,387人 | 5回 2,559人 | 6回 3,243人 | 6回 1,870人 | 4回 1,814人 | | | | | |
| | | | | | | 中学校における民間企業と連携した自転車交通安全教室の開催数・参加者数 | — | 1回 60人 | — | 1回 463人 | 8回 3,971人 | | | | | |
| | | | | | | 自転車通学者のヘルメット着用を義務化している市立中学校数 | 25校 | 25校 | 25校 | 25校 | 25校 | | | | | |
| | | ④ 高校生に対する交通安全教育 | ○ | ○ | 高校生を対象として、スタントマンが交通事故を再現するスクエアドストレイト方式による交通安全教室等を開催する。また、「高校生の交通問題を考える会」を通して交通安全に関する資料や情報の提供を行うとともに、シンポジウムの開催や街頭活動などを連携して行う。 | ◎高校におけるスクエアドストレイト方式による交通安全教室の開催校数(計画期間中の5年間累計)(当該年度の開催数・参加者数) | 15校 (8回、6,085人) H23~H27 | 4校 (4回、2,470人) H28~H32 | 10校 (6回、3,134人) H28~H32 | 15校 (5回、4,593人) H28~H32 | 15校 (0回、0人) H28~H32 | 25校 H28~H32 | 60.0% | 【成果】 高校において、宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等を実施するほか、「高校生の交通問題を考える会」を通して交通事故発生状況等の情報提供を行うなど、学校等と連携した交通安全教育を推進することができている。 ・今後とも、高校生に対する交通安全教育の推進に向け、特性を捉えた教育や機会を捉えた啓発に取り組む必要がある。 | 生活安心課 | |
| | | | | | | 高校における交通安全講話の開催数・参加者数 | — | — | — | — | 5回 2,118人 | | | | | |
| | | | | | | 高校における宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室の開催数・参加者数 | 2回 480人 | 2回 1,163人 | 1回 922人 | 3回 626人 | 3回 2,585人 | | | | | |
| | | | | | | 高校における民間企業と連携した自転車交通安全教室の開催数・参加者数 | 1回 321人 | 1回 150人 | 2回 1,198人 | 1回 834人 | 2回 1,230人 | | | | | |
| | | | | | | 「高校生の交通問題を考える会」への参加 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | | | | | |
| | | ⑤ 成人に対する交通安全教育 | ○ | | 大学生、事業所及びその従業員等に対し、自転車や自動車の交通事故等の実態に応じた交通安全教育を行うほか、地域イベント等において、シートベルトコンビンサーや飲酒体験ゴーグル等を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を行う。また、LRTの整備に合わせ、軌道敷に関する交通ルール等の周知を行う。 | 大学等における交通安全教室の開催数・参加者数 | 2回 87人 | 2回 75人 | 2回 90人 | 2回 85人 | 4回 258人 | | | ・大学や企業等において交通安全教室を実施するほか、自転車走行空間の通行方法等を周知するチラシやLRTの交通ルール啓発チラシを新たに作成し、警察署や関係施設等へ配布するなど、成人に対する交通安全教育を推進することができている。 ・今後とも、成人に対する交通安全教育の推進に向け、特性を捉えた教育や機会を捉えた啓発に取り組むほか、LRT開業に係る交通安全教育について、動画の活用など効果的な手法を検討する必要がある。 | 生活安心課 協働広報室 | |
| | | | | | | 自転車走行空間理解促進に係る周知啓発 | — | — | — | ポスター 600枚 | チラシ 12,344枚 | | | | | |
| LRTの交通ルール啓発チラシ配布数 | — | | | | | — | — | — | 370,000枚 | | | | | | | |

| 施策の柱 | 基本施策 | 個別施策 | 横断的・重点的視点 | | | 取組内容 | 関連指標 | | | | | | | 個別施策における評価 | 所管課 | | | |
|------|-------------------|-----------------------|-----------|--------|---|--|---|--------------------------------|--------------------------------|----------------------------|----------------|----------------|------------------|---|---|-------|---|-------|
| | | | 高齢者 | 自転車利用者 | 子ども高校生 | | 関連指標名 | 現状値 (平成27年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 計画目標値 (令和2年度) | | | 達成率 | | |
| | | ⑥ 高齢者に対する交通安全教育 | ○ | ○ | | 高齢者を対象として、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解させ、自己の状態を再確認できるような体験型の交通安全教室を開催するとともに、「交通事故発生状況マップ」を活用しながら地域の事故実態に応じた指導を行う。また、交通安全教室や老人クラブ活動等に参加する機会の少ない高齢者を対象として、民生委員の協力のもと戸別訪問を行い、交通安全に関する情報を提供する。 | 高齢者に対する交通安全教室の開催数・参加者数(老人クラブ等) | 169回 2,878人 | 127回 2,291人 | 132回 2,243人 | 140回 3,149人 | 114回 3,132人 | | | <p>・老人クラブ等と連携し、寸劇・講話等を行う交通安全教室や、ドライブレコーダー等を活用した体験型の交通安全教室を実施するとともに、「交通事故発生状況マップ」を活用し地域の事故実態に応じた具体的な指導を行うなど、高齢者に対する交通安全教育を推進することができている。</p> <p>また、身体機能測定器を活用した交通安全教室を実施したほか、高齢ドライバーとその家族が、運転免許の自主返納などについて話し合っていたり、契機となるような交通安全啓発パンフレットを作成し、警察や地域と連携しながら配布するなど、高齢ドライバーの交通安全対策を推進することができている。</p> <p>・今後とも、高齢者に対する交通安全教育の推進に向け、特性を捉えた教育や機会を捉えた啓発に取り組む必要がある。</p> | 生活安心課 | | |
| | | ⑦ 障がい者に対する交通安全教育 | | | | 障がい者やその家族、施設職員等を対象として、交通安全に必要な知識・技能の習得のため、障がいの程度に応じた交通安全教室を開催する。 | 障がい者施設等における交通安全教室の開催数・参加者数 | 3回 74人 | 6回 93人 | 6回 135人 | 7回 119人 | 8回 343人 | | | | | ・障がい者施設や特別支援学校において、障がいの程度に合わせた交通安全教室を実施し、障がい者に対する交通安全教育を推進することができている。 | 生活安心課 |
| (2) | 自転車利用者への交通安全教育の推進 | ① 子ども自転車免許事業の推進 | ○ | ○ | | 小学4年生を対象として、自転車の交通ルールと安全な乗り方を習得させるため、講習、学科及び実技試験からなる子ども自転車免許事業を実施する。また、免許取得後も、交通ルールについて振り返る機会を設ける。 | 子ども自転車免許事業の実施校数・参加者数 | 70校 4,809人 | 70校 4,938人 | 70校 4,771人 | 70校 4,832人 | 70校 4,726人 | | | | | ・市内の全小学校において子ども自転車免許事業を実施するとともに、免許取得後も継続的な交通安全指導を行うことにより、安全な自転車利用を促進することができている。 | 生活安心課 |
| | | ② 中学・高校生に対する自転車安全利用教育 | ○ | ○ | | 中高校生を対象として、自転車の交通ルールやマナー、運転技術を習得させるため、宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等を開催するほか、自転車安全利用五則や法改正などを踏まえた自転車安全利用に関するリーフレットを配布する。また、高校生に対しては、自動車側から見た交通ルールを守らない自転車運転の危険性を実感できるような教育を実施する。 | ◎小学4年生の子ども自転車免許事業の実施に併せて、5・6年生に交通ルールの振り返り学習を行う学校数 | — | 70校 | 70校 | 70校 | 70校 | 70校 | 100.0% | | | ・今後とも、全小学校において子ども自転車免許事業を実施し、自転車安全利用の促進に努める必要がある。 | |
| | | | | | | 中学校における宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室の開催数・参加者数【再掲】 | 6回 2,387人 | 5回 2,559人 | 6回 3,243人 | 6回 1,870人 | 4回 1,814人 | | | <p>・中学校・高校において、宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室等を実施するほか、自動車側から見た交通ルールを守らない自転車運転の危険性を実感できるような交通安全教室を実施するなど、中高校生に対し、自転車安全利用について啓発することができている。</p> <p>・今後とも、中高校生に対する効果的な自転車安全利用教育に取り組む必要がある。</p> | | | 生活安心課 | |
| | | | | | 高校における宇都宮ブリッツェンと連携した自転車安全利用教室の開催数・参加者数【再掲】 | 2回 480人 | 2回 1,163人 | 1回 922人 | 3回 626人 | 3回 2,585人 | | | | | | | | |
| | | | | | 中学校におけるスクエアドストレイト方式による交通安全教室の開催数・参加者数【再掲】 | 6回 2,740人 | 10回 5,178人 | 10回 4,625人 | 9回 4,620人 | 0回 0人 | | | | | | | | |
| | | | | | ◎高校におけるスクエアドストレイト方式による交通安全教室の開催校数(計画期間中の5年間累計)(当該年度の開催数・参加者数)【再掲】 | 15校 (8回, 6,085人) H23~H27 | 4校 (4回, 2,470人) H28~H32 | 10校 (6回, 3,134人) H28~H32 | 15校 (5回, 4,593人) H28~H32 | 15校 (0回, 0人) H28~H32 | 25校 H28~H32 | 60.0% | | | | | | |
| | | | | | 中学校における民間企業と連携した自転車交通安全教室の開催数・参加者数【再掲】 | — | 1回 60人 | — | 1回 463人 | 8回 3,971人 | | | | | | | | |
| | | | | | 高校における民間企業と連携した自転車交通安全教室の開催数・参加者数【再掲】 | 1回 321人 | 1回 150人 | 2回 1,198人 | 1回 834人 | 2回 1,230人 | | | | | | | | |

| 施策の柱 | 基本施策 | 個別施策 | 横断的・重点的視点 | | | 取組内容 | 関連指標 | | | | | | | 個別施策における評価 | 所管課 | |
|------|---------------|----------------------|-----------|--------|--------|--|---|-----------------|--------------|--------------|--------------|------------|------------------|---|--|-------|
| | | | 高齢者 | 自転車利用者 | 子ども高校生 | | 関連指標名 | 現状値 (平成27年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 計画目標値 (令和2年度) | | | 達成率 |
| | | | | | | <p>高校における自動車側から見た交通ルールを守らない自転車運転の危険性を実感できる交通安全教室の開催数・参加者数</p> <p>中学校・高校における自転車安全利用チラシの配布数</p> | — | 4回 2,470人 | 6回 3,134人 | 5回 4,593人 | 5回 2,118人 | | | | | |
| | | ③ 成人に対する自転車安全利用教育 | | | ○ | <p>地域や職域などに対し、自転車の交通安全教室や地域の交通安全イベントへの積極的な参加を促す。また、市ホームページ等を活用しながら、自転車の交通ルール等に関する教育が受けられる環境を整備する。</p> | <p>大学等における交通安全教室の開催数・参加者数【再掲】</p> | 2回 87人 | 2回 75人 | 2回 90人 | 2回 85人 | 4回 258人 | | | <p>・大学等において自転車安全利用についての講義を実施するほか、市ホームページに自転車の交通安全クイズ等を掲載し、幅広く自転車の交通ルールの周知啓発を図ることができている。</p> <p>・今後とも、様々な手法や広報手段を活用しながら、自転車安全利用の促進を図る必要がある。</p> | 生活安心課 |
| | | ④ 高齢者に対する自転車安全利用教育 | ○ | ○ | | <p>高齢者を対象として、警察と連携しながら高齢者自転車免許制度講習会を開催するほか、模擬市街地の走行を通して教育を受けられる自転車シミュレーターを活用した自転車教室を開催する。</p> | <p>高齢者自転車免許制度講習会の開催数・参加者数【再掲】</p> <p>◎高齢者の自転車シミュレーターを活用した自転車教育受講者数(・開催数)【再掲】</p> | 7回 230人 | 10回 275人 | 9回 293人 | 4回 182人 | 5回 170人 | | | <p>・高齢者を対象とした自転車免許制度講習会や、自転車シミュレーター等を活用した体験型の交通安全教室を実施するなど、高齢者に対し、自転車安全利用について啓発することができている。</p> <p>・今後とも、高齢者に対する効果的な自転車安全利用教育に取り組む必要がある。</p> | 生活安心課 |
| | | ⑤ 自転車用ヘルメットの着用促進 | ○ | ○ | ○ | <p>交通安全教室において、実験などを通して自転車ヘルメット着用の重要性を認識させるとともに、ヘルメットが努力義務となっている児童の保護者に対しては、普及に向けたリーフレットを配布する。また、自転車ヘルメットを着用している自転車利用者に、商品の割引など独自のサービスを提供する店舗等を「自転車安全利用応援店」として認定し、周知する。</p> | <p>「自転車安全利用応援店」認定店舗数</p> <p>小学校における自転車安全利用チラシの配布数【再掲】</p> <p>自転車通学者のヘルメット着用を義務化している市立中学校数【再掲】</p> <p>中学校・高校における自転車安全利用チラシの配布数【再掲】</p> <p>自転車安全利用チラシを配布する自転車販売店舗数</p> <p>◎自転車ヘルメット利用推進員の任命者数【累計】</p> | 4店舗 | 4店舗 | 3店舗 | 3店舗 | 3店舗 | | | <p>・市ホームページや広報紙への掲載のほか、各種交通安全教室における自転車ヘルメット着用の重要性を伝える実験等の実施、小学4年生と中学生、その保護者に対する啓発チラシの配付など、自転車ヘルメットの着用促進を図ることができている。</p> <p>・今後とも、学校や自転車販売店等と連携しながら、市民のヘルメット着用を促進する必要がある。</p> | 生活安心課 |
| | | ⑥ 自転車損害賠償責任保険等への加入促進 | | | ○ | <p>小学生の保護者等に対し、具体的な損害賠償事例を示したリーフレットを配布し、保険加入の重要性について周知するとともに、TSマーク付帯保険やPTA連合会のごども総合保険等への加入を促進する。また、自転車販売店等と連携し、市民が手軽に保険に加入しやすい環境を整備する。</p> | <p>小学校における自転車安全利用チラシの配布数【再掲】</p> <p>中学校・高校における自転車安全利用チラシの配布数【再掲】</p> <p>自転車安全利用チラシを配布する自転車販売店舗数【再掲】</p> | — | — | 4,771枚 | 4,832枚 | 4,726枚 | | | <p>・市ホームページや広報紙への掲載のほか、小学4年生と中学生、その保護者に対する啓発チラシの配付など、自転車損害賠償責任保険への加入促進を図ることができている。</p> <p>・今後とも、学校や自転車販売店等と連携しながら、市民の自転車保険加入を促進する必要がある。</p> | 生活安心課 |
| | (3) 交通安全運動の推進 | ① 交通安全市民総ぐるみ運動の推進 | | | | <p>地域や警察、交通安全団体と連携し、組織的・継続的な交通安全運動を実施する。また、本市の実情に即した効果的な交通安全運動とするため、必要に応じて本市独自の重点目標を設定する。</p> | — | — | — | — | — | | | <p>・春・秋・年末の交通安全運動において、地域や警察、交通安全団体と連携しながら街頭啓発活動に取り組むなど、市民総ぐるみの交通安全運動を実施することができている。</p> <p>・今後とも、地域や警察等と連携しながら、効果的な交通安全運動を推進する必要がある。</p> | 生活安心課 | |
| | | ② 交通安全活動への参加促進 | | | | <p>市民参加型、住民本位の交通安全運動となるよう、地域に密着したきめ細かい活動が期待できる民間団体や交通ボランティアの参加を促進する。</p> | — | — | — | — | — | | | <p>・交通安全運動の式典や街頭啓発活動等に地域団体の参加を促すなど、地域における交通安全意識の高揚を図ることができている。</p> <p>・今後とも、地域団体と連携しながら、効果的な交通安全運動を推進する必要がある。</p> | 生活安心課 | |

| 施策の柱 | 基本施策 | 個別施策 | 横断的・重点的視点 | | | 取組内容 | 関連指標 | | | | | | | 個別施策における評価 | 所管課 | |
|---------------------|----------------------------|-----------------------|-----------|--------|---|--|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-----------|--------------|--|--|-------|
| | | | 高齢者 | 自転車利用者 | 子ども高校生 | | 関連指標名 | 現状値(平成27年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 計画目標値(令和2年度) | | | 達成率 |
| | (4) 交通安全広報啓発活動の推進 | ① 交通事故発生状況等の広報活動 | ○ | | ○ | 市ホームページ等の広報媒体を活用し、交通事故の発生状況を掲載するほか、交通死亡事故多発警報発令時に特別広報活動を行う。また、「交通事故発生状況マップ」を周知し、地域や学校等における活用を促進する。 | — | — | — | — | — | — | — | — | ・市ホームページに交通事故の発生状況等について掲載しているほか、「交通事故発生状況マップ」について交通安全教室や地域イベント等で活用を促すなど、事故発生状況等の広報活動を推進することができている。 ・今後とも、事故マップを活用しながら、効果的な広報活動に取り組む必要がある。 | 生活安心課 |
| | | ② 交通安全啓発活動の推進 | ○ | ○ | ○ | 歩行者・高齢運転者等への保護意識に関する啓発や、通学路等における安全運転に関する啓発、地域内交通やLRTなど公共交通機関の利用促進に関する啓発等を行うほか、交通事故の未然防止が期待できる先進安全自動車(ASV)の周知を行う。 | — | — | — | — | — | — | — | ・市ホームページや広報紙等の広報媒体を活用した効果的な広報・啓発を実施することができている。 ・今後とも、ホームページや広報紙など多様な広報手段を活用し、幅広い広報・啓発に取り組む必要がある。 | 生活安心課 | |
| | (5) 交通安全に関する民間団体等の主体的活動の促進 | ① 交通安全推進協議会などの活動促進 | | | | 交通安全推進協議会が実施する注意喚起看板設置やストップマークの表示など、地域の交通安全団体による自主的な交通安全活動を支援する。 | — | — | — | — | — | — | — | — | ・交通安全推進協議会が行う注意喚起看板の設置やストップマーク貼付、交通安全教室の開催等に対して支援を行うことにより、地域の交通安全団体の自主的な活動を促進することができている。 ・今後とも、団体が効果的に事業を実施できるよう継続的に支援を行う必要がある。 | 生活安心課 |
| | | ② 交通安全活動を行う民間企業等の取組支援 | | | | 民間企業等が主体的に実施する、専門性やノウハウを活かした特色ある交通安全教室等の取組を支援する。 | 交通安全教室を実施する民間企業等の数、開催数 | 6社 29回 | 4社 25回 | 5社 24回 | 6社 28回 | 5社 25回 | | | ・民間企業等と連携しながら、幼児～高齢者を対象とした交通安全教室を開催するなど、民間の専門性やノウハウを活かした交通安全活動を支援することができている。 ・今後とも、企業等と連携した特色ある交通安全活動を推進する必要がある。 | 生活安心課 |
| II 地域と連携した道路交通環境の整備 | (1) 人優先の安全・安心な歩行空間の整備 | ① 歩行者の通行空間の確保 | ○ | ○ | 歩行者の通行空間を確保するため、歩道整備やドライバーへの注意喚起の路面標示、無電柱化等を推進する。また、視覚障がい者誘導ブロックの計画的修繕やバリアフリーに考慮した道路整備を進めるほか、障がい者施設周辺に障がい者福祉ゾーンの標識の設置等を行う。 | 市道における歩道延べ道路延長〔累計〕 | 622,657m | 628,553m | 632,278m | 634,940m | 636,415m | | | ・西川田駅東口駅前広場において、交差点の段差改良(15m)及び点字ブロック設置(100m)を実施するなど、歩行者の通行空間を確保することができている。 ・今後とも、福祉部門と連携しながら、点字ブロックの整備箇所への検討や、既設の点字ブロックの維持修繕を推進する必要がある。 | 道路管理課 道路保全課 | |
| | | | | | | 歩道改良(交差点の段差解消)延長〔累計〕 | 6,491m | 6,491m | 6,509m | 6,509m | 6,524m | | | | | |
| | | | | | | 点字ブロック設置延長〔累計〕 | 47,696m | 47,696m | 47,832m | 47,832m | 47,932m | | | | | |
| | | ② 通学路の交通安全確保 | | ○ | 「宇都宮市通学路交通安全プログラム」に基づき、スクールゾーン内における安全対策を強化するとともに、市や教育委員会、国・県の道路管理者、警察などの関係機関と、学校、地域等が連携しながら通学路の合同点検を実施し、多角的な視点に基づき検討したうえ、効果的・効率的な対策を行う。 | 通学路合同点検の実施校数、実施箇所数 | 32校 57箇所 | 23校 38箇所 | 29校 67箇所 | 27校 54箇所 | 29校 63箇所 | | | ・令和元年度までの要対策件数982件に対し、815件(82%)が対策済みとなるなど、スクールゾーン内における安全対策を推進することができている。 ・外側線の設置や安全指導など、ハード面・ソフト面の両面から対策の実施を行いながら、長期的な対策についての検討を進める必要がある。 | 学校健康課 | |

| 施策の柱 | 基本施策 | 個別施策 | 横断的・重点的視点 | | | 取組内容 | 関連指標 | | | | | | | 個別施策における評価 | 所管課 | |
|--------------------------|------------------------------|------|-----------|--------|--|---|---|-------------|---------|---------|---------|---------|--------------|--|---|-------|
| | | | 高齢者 | 自転車利用者 | 子ども高校生 | | 関連指標名 | 現状値(平成27年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 計画目標値(令和2年度) | | | 達成率 |
| (2) 自転車利用環境の総合的整備 | ① 自転車走行空間の整備 | | | | | 自転車専用通行帯や矢羽根型路面表示などの整備手法を活用し、安全で快適な自転車走行空間を確保する。 | ◎自転車走行空間の整備延長[累計] | 21.7km | 22.9km | 40.0km | 45.8km | 49.9km | 57.7km | 86.5% | ・「自転車のまち推進計画後期計画」に基づき、自転車走行空間(8路線、4330m)の整備を行い、後期計画に位置付けた目標延長57.7kmに対して約49.9kmの整備が完了するなど、自転車利用環境の充実を図ることができている。 ・今後とも、自転車走行空間を整備することにより、クルマや歩行者を相手とした交通事故の減少や車道の左側走行の促進が期待できることから、引き続き、安全性に配慮した整備を推進していく必要がある。 | 道路建設課 |
| | | | | | | 「自転車放置禁止・規制区域」内における放置自転車の撤去を強化するとともに、自転車の放置を防止するための啓発や駐輪場の利用促進を図る。また、商店街などと連携し、利便性の高い小規模駐輪場を確保する。 | 放置自転車の撤去台数 | 1,713台 | 1,674台 | 1,530台 | 1,286台 | 1,284台 | | ・放置自転車防止指導や市内高等学校等への駐輪場利用についての周知などにより、自転車放置区域等の周知や、駐輪場の利用促進を図ることができている。 ・「即時撤去」を定期的実施することにより、放置自転車の減少や返還率向上を図ることができている。 ・今後とも、継続的な道路通行環境の確保や撤去自転車の返還率の向上、駐輪場の利用促進を図る必要がある。 | 道路保全課 | |
| | ② 放置自転車対策の推進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (3) 交通事故多発地点等の安全性向上の推進 | ① 地域と連携した交通事故多発地点の安全性向上事業の実施 | | | | | 交通事故が多発している地点について、地域や道路管理者、警察と連携しながら現場診断を実施し、事故の特性や発生原因等を分析することにより、効果的な道路環境の整備や交通安全意識啓発等を行う。 | ◎交通事故多発地点の対策対処率 | 100% | 16.7% | 83.3% | 100.0% | 100.0% | 100% | 100.0% | ・交通事故多発地点6箇所すべての対策を完了するとともに、対策後の事故状況について検証を行うなど、交通事故多発地点の安全性向上を推進することができている。 ・今後とも、事故の特性や発生原因等を分析し、効果的な道路環境整備等に取り組む必要がある。 | 生活安心課 |
| | | | | | | 交通事故発生箇所の地理情報等を活用しながら、交通事故の原因に関する調査分析を行う。また、高齢者の交通事故の特徴や地理情報などを調査分析し、交通安全教室等において活用する。 | ◎高齢者を対象とした地域の「交通事故発生状況マップ」を活用した交通安全教室実施回数【再掲】 | — | 105回 | 112回 | 98回 | 103回 | 100回 | 103.0% | ・交通事故多発地点について検証を行うほか、高齢者を対象として、「交通事故発生状況マップ」等を活用しながら交通安全教室を実施するなど、事故の調査分析を推進することができている。 ・今後とも、事故発生状況など各種データに基づく調査分析を推進する必要がある。 | 生活安心課 |
| (4) 交通安全に配慮した道路交通環境整備の推進 | ① 公共交通ネットワークの整備推進 | | | | | 鉄道やLRT、バス、地域内交通が連携した階層性のある利便性の高い公共交通ネットワーク整備を推進し、公共交通の利用促進を図る。また、LRTの導入に伴い、交通安全に配慮した施設整備を推進する。 | 公共交通年間利用者数 | 3,264万人 | 3,315万人 | 3,351万人 | 3,395万人 | 3,480万人 | | | ・関係機関や交通事業者等と連携し、LRTの整備やバス路線の維持、ノンステップバスの導入や一般タクシーへのユニバーサルデザイン車両の導入に取り組むなど、公共交通ネットワーク整備を推進することができている。 ・今後とも、運転に不安を感じている高齢者をはじめ、だれもが移動しやすい交通手段の確保に向けた公共交通ネットワークの整備推進や公共交通の利便性向上を図る必要がある。 | 交通政策課 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ② 道路交通環境整備への市民参加の促進 | | | | | 地域の意見を積極的に取り入れながら、地域の実情に応じた効果的な交通安全対策を実施する。 | — | — | — | — | — | — | | | ・地域からの要望や「市民総ぐるみ環境点検活動」の結果等に応じて適切な交通安全対策を実施することができている。 ・今後とも、地域の意見を取り入れながら、効果的な交通安全対策を推進する必要がある。 | 生活安心課 |
| | | | | | | 道路標識や防護柵等の交通安全施設について、必要に応じ整備や更新を行う。 | — | — | — | — | — | — | | | ・道路修繕工事や通学路合同点検などに応じ、交通管理者や関係機関などと協議のもと交通安全施設の設置及び更新を行うことができている。 ・今後とも、道路標識や防護柵などの整備に加え、通学路やキッズゾーンなど多岐にわたる交通安全対策について、関係機関と協議しながら、着実に事業を推進する必要がある。 | 道路保全課 |
| ④ 適正な道路使用及び占用 | | | | | 道路上に電柱や看板等の占用物を設置する際、通行の妨げとなることがないように適正な道路の使用、占用を図る。 | — | — | — | — | — | — | | | ・道路使用及び占用を適正に実施することができている。 ・今後とも、適正な道路使用及び占用に向け、周知を図る必要がある。 | 道路管理課 | |

| 施策の柱 | 基本施策 | 個別施策 | 横断的・重点的視点 | | | 取組内容 | 関連指標 | | | | | | | 個別施策における評価 | 所管課 | |
|---------------------|-----------------------------|---------------------------|-------------------|--------|--------|---|--|----------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------|---|--|-------|
| | | | 高齢者 | 自転車利用者 | 子ども高校生 | | 関連指標名 | 現状値 (平成27年度) | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 計画目標値 (令和2年度) | | | 達成率 |
| III 地域における道路交通秩序の維持 | (1) 自転車の交通事故を防止するための地域活動の推進 | ① 自転車利用者に対する街頭指導の実施 | | | | 地域や高校、警察等と連携し、自転車の通行量の多い場所や自転車走行空間の整備路線等において、自転車利用者へ直接安全利用を呼びかける街頭指導を実施する。 | ◎自転車走行空間の整備箇所等における街頭指導の実施箇所数(、計画的に実施する街頭指導の総箇所数) | — (7箇所) | 3箇所 (10箇所) | 3箇所 (10箇所) | 3箇所 (10箇所) | 3箇所 (10箇所) | 3箇所 (10箇所) | 100.0% | ・地域や高校、警察等と連携し、自転車の通行量の多い場所や自転車走行空間の整備箇所等における街頭指導を計画的に実施することができている。 ・今後とも、地域や高校、警察等と連携し、自転車利用者に対する効果的な街頭指導に取り組む必要がある。 | 生活安心課 |
| | | ② 自転車ヘルメット利用推進員による安全利用の推進 | | | | 自転車利用時の積極的なヘルメット着用により、自らモデルとなってその有用性を広く市民に周知するとともに、交通ルールの遵守に努め市民の模範となってもらう者を「自転車ヘルメット利用推進員」として任命する。 | ◎自転車ヘルメット利用推進員の任命者数【累計】【再掲】 | 250人 | 330人 | 412人 | 495人 | 579人 | 600人 | 96.5% | ・交通安全推進協議会北部ブロックの8地区を通じ、自転車ヘルメット利用推進員(84人)を任命するなど、自動車の安全利用を推進することができている。 ・今後とも、地域における自転車の安全利用を推進する必要がある。 | 生活安心課 |
| | (2) 暴走族対策や飲酒運転根絶に向けた取組の推進 | ① 地域における暴走族対策の推進 | | | | 警察等と連携し、県下一斉に行われる暴走族等根絶推進強化月間を推進する。また、暴走族への加入阻止や暴走族からの離脱等に向けた支援活動を行う。 | — | — | — | — | — | — | — | — | ・市ホームページに暴走族等の根絶について掲載するとともに、広報紙で6月の暴走族等根絶推進強化月間にあわせた周知を行うなど、地域における暴走族対策を推進することができている。 ・今後とも、ホームページや広報紙などの媒体を活用した周知啓発を行い、地域における暴走族対策を推進する必要がある。 | 生活安心課 |
| | | ② 地域における飲酒運転根絶に向けた取組の推進 | | | | 飲酒運転根絶のシンボルであるGRリボンを活用しながら、地域や飲食店等と連携した取組を行う。 | GRリボンの配布数 | 7,154枚 | 7,310枚 | 8,000枚 | 8,000枚 | 8,000枚 | 8,000枚 | — | ・GRリボン交通安全教室や街頭活動、飲食店を通して配布するとともに、オリオンスクエアの大型スクリーン等を活用したPRを行うなど、地域における飲酒運転根絶を推進することができている。 ・今後とも、GRリボンを活用したPRや多様な媒体を活用した周知啓発を行い、地域における飲酒運転根絶を推進する必要がある。 | 生活安心課 |
| | IV 救助・救急対策の推進 | (1) 救助・救急体制の充実 | ① 救急救命士の養成推進 | | | | 救急現場や搬送途上における救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成する。 | 救急救命士の人数 | 93人 | 95人 | 98人 | 104人 | 104人 | — | ・計画的に救急救命士を養成することができている。 ・今後とも、救急現場や搬送途上における救命効果の向上を図るため、救急救命士を計画的に養成する必要がある。 | 警防課 |
| | | | ② 救急・救助隊員の教育訓練の充実 | | | | 救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練を充実させる。 | 救急・救助隊員に対する教育訓練の実施回数 | 2,454回 | 2,414回 | 2,940回 | 3,075回 | 3,227回 | — | ・教育訓練を行い、救急・救助隊員の知識・技術等の向上を図ることができている。 ・今後とも、複雑多様化する救急・救助事案に対応するため、教育訓練を実施していく必要がある。 | 警防課 |
| (2) 応急手当の普及啓発活動の推進 | | ① 応急手当講習の実施 | | | | 交通事故等による負傷者の救命効果向上のため、自動体外式除細動器(AED)の使用法を含めた応急手当講習を実施する。 | 地域等における応急手当講習会の実施回数・参加者数 | 445回 13,026人 | 444回 14,191人 | 475回 15,124人 | 437回 13,779人 | 443回 13,883人 | — | ・地域や事業所を対象に応急手当講習会を実施し、応急手当の普及啓発を図ることができている。 ・今後とも、交通事故等による負傷者等の救命効果向上のため、応急手当の普及啓発が必要である。 | 警防課 | |
| V 被害者対策の推進 | (1) 関係機関と連携した被害者支援の推進 | ① 交通事故相談事務等の充実 | | | | 交通事故被害者の相談窓口について周知するとともに、関係機関と連携しながら各種行政手続きの負担軽減を図る。 | — | — | — | — | — | — | — | ・市ホームページや交通安全教室等において交通事故被害者が相談できる窓口について周知するなど、交通事故被害者の各種行政手続きの負担軽減を図ることができている。 ・今後とも、関係機関と連携しながら、交通事故被害者の各種行政手続きの負担軽減を図る必要がある。 | 生活安心課 | |
| | | ② 被害者支援に関する広報・啓発の実施 | | | | 「犯罪被害者等ロビー展」や講演会を開催するほか、被害者支援に関するパンフレットを配布するなど、啓発活動を行う。 | 中学校・高校における被害者支援に関する交通安全教室の開催数・参加者数 | 13回 8,934人 | 14回 7,648人 | 16回 7,759人 | 14回 9,213人 | 9回 4,287人 | — | ・市庁舎等において「犯罪被害者等支援巡回パネル展」を開催するほか、交通安全教室において講演会を行うなど、被害者支援の必要性の理解促進を図ることができている。 ・今後とも、被害者支援に関する広報・啓発を推進する必要がある。 | 生活安心課 | |